

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日条例第 8 号 (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。ただし、登録者は、印鑑登録証に代えて、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第15条において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されているものに限る。第15条において「個人番号カード等」という。）を添えて申請をすることができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。 (印鑑登録証明の制限) 第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明の申請（第13条第 1 項の申請に限る。）を受理しないものとする。 (1) 印鑑登録証又は個人番号カード<u>等</u>の提示がないとき。 (2) 印鑑登録証が著しく汚損し、若しくはき損しているため、登録番号の確認ができないとき又は個人番号カード<u>等</u>に記録された有効な利用者証明用電子証明書の確認ができないとき。 (3) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。 (4) その他区長が証明することが適当でないと認めたとき。	○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日条例第 8 号 (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。ただし、登録者は、印鑑登録証に代えて<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第15条において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されているものに限る。以下同じ。）</u>を添えて申請をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。 (印鑑登録証明の制限) 第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明の申請（第13条第 1 項の申請に限る。）を受理しないものとする。 (1) 印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。 (2) 印鑑登録証が著しく汚損し、若しくはき損しているため、登録番号の確認ができないとき又は個人番号カードに記録された有効な利用者証明用電子証明書の確認ができないとき。 (3) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。 (4) その他区長が証明することが適当でないと認めたとき。